

事務局 松戸市小根本 57-4

TEL 047-363-0389

FAX 047-365-1370

流山分室 流山市流山 2-312

流山商工会議所内1階

TEL 04-7150-1116 (FAX共通)

鎌ヶ谷分室 鎌ヶ谷市道野辺本町 2-2-10

TEL 047-445-4485 (FAX共通)

公益社団法人 松戸青色申告会報



青色まつど

8月・9月号

<http://www.matsudo-airo.or.jp>



令和8年8月25日

第68号

(公社)松戸青色申告会

会長 恩田 忠治

編集 広報委員会



着任のご挨拶

松戸税務署長 ^{くろき}黒木 ^{くにひろ}邦弘

残暑の候、公益社団法人松戸青色申告会の皆様におかれましては、ますます御清栄のことと心からお慶び申し上げます。

私は、この度の人事異動により、国税庁長官官房総務課監督評価官室東京派遣監督評価官室長から着任いたしました黒木でございます。

前任の大村署長同様、御厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

恩田会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、令和7年分の確定申告期において、確定申告会場内の「青色コーナー」に職員を派遣していただいたほか、中学生の「税に関する書道作品展」の開催、各市で行われる市民まつりでの「税金クイズ」の実施など、税知識の普及に多くの御尽力をいただいたと伺っております。

皆様の御活動に対し、改めて心から敬意を表しますとともに、この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

さて、我が国の申告納税制度は、納税者の皆様の自主的な申告と納税によって支えられております。そのなかでも青色申告制度は、その根幹となる記帳習慣の定着や経営管理の向上に大きな役割を果たしており、税務行政にとっても極めて重要な制度です。

令和8年分の所得税では、基礎控除や給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の引上げ、特定親族特別控除の創設など、納税者の皆様に関わる改正が行われました。更に、令和9年分からは青色申告特別控除制度の見直しが予定されており、e-Taxによる電子申告や電子帳簿の活用が一層重要となります。優良な電子帳簿等を備えた場合には控除額が75万円へ拡充される一方、従来の書面申告による55万円控除は10万円が上限となる見直しがされることとなっております。我々税務署といたしましても、こうした制度改正の周知とデジタル化への支援に努めてまいります。

このような新たな制度の実施には、貴会との連携・協調が引き続き重要かつ不可欠なものと考えており、今後とも一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人松戸青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

ご紹介



副署長

^{くぎざき}久木崎 ^{たかし}崇



個人課税第一統括官

^{つみた}積田 ^{かずあき}一昌



指導担当上席

^{ひらい}平井 ^{しゅうじ}修司



中間決算相談会のご案内 (完全予約制)



会員の皆様には日頃より会運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

今年もいよいよ残り 4 ケ月となりました。令和 8 年分の「確定申告相談会」は、完全予約制、また、**1 会員様 1 回 (45 分) のご相談に変わりました。**中間決算相談会を利用しないと 12 月、1 月の予約ができません。「確定申告相談会」は記帳方法を教える事は出来ませんので、「確定申告相談会」をスムーズに終えていただける様に、帳簿と通帳などの数字をきちんと合わせておく必要があります。是非この時期に中間決算相談会へお越し下さい。

令和 5 年 10 月 1 日よりインボイス制度が開始されました。適格請求書発行事業者の登録を受けた方は、消費税の申告をする必要があります。記帳の確認に必ずご来館下さい。

なお、9 月 1 日 (火) から 11 月 30 日 (月) までに『中間決算相談会』にご来会された方には、「確定申告相談会」のご予約を優先してお取りいたします。

是非、お早めにご来会いただき、確定申告のご準備をお願いいたします。

- ※ 確定申告期令和 9 年 1 月 22 日～3 月 12 日 (有料期間含む) のご相談時間は 45 分までとさせていただきます。 「55 万円の特別控除」の適用要件に加えて、会計ソフトブルーリターン A をご使用の方は、**3 月 5 日 (金)** までに当会で確定申告を終了すると **e-Tax 送信**が可能となるため、最高「**65 万円控除適用**」となります。

【中間決算相談会の持ち物】

1. 6 ヶ月以上記帳している帳簿
2. ブルーリターン A ご利用の会員様は USB メモリー、その他会計ソフトをご利用の方は、帳簿を印刷してお持ち下さい。
3. 事業用の通帳・請求書・領収書等
4. 令和 8 年中に事業用資産を新たに購入、事業用資産を売却・除却のある方は金額のわかるもの。
5. 令和 7 年分の確定申告書控・青色申告決算書控
(消費税に関する質問などある方は過去 4 年分の控え)

土曜日 記帳相談会のご案内 (完全予約制)



平日、記帳の相談会に来館できない会員さん、松戸事務局は土曜日の午前中開館します！！

〈相談会日程〉・ 9 月 5 日、26 日 ・ 11 月 14 日、28 日
・ 12 月 12 日、19 日

〈開館時間〉 午前 9 時～正午 (相談時間は最大 60 分までです)

※ 前日までに**必ず予約**をお願いいたします。 前日までに予約がない場合は閉館させていただきます。



消 費 税

国税庁
(令和8年4月)

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

2 割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に

1 小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置 (3割特例)

◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができるとされました。(3割特例)

※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。

※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。

※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができるとされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例 適用不可		

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

～事務局からのお知らせ～

『ブルーリターンA』 保守契約料更新について

ブルーリターンAをご利用の方で、右記年度にご購入された方は、
保守契約が令和8年12月31日をもって満了となります。

下記のとおり保守契約の更新をご案内します。

昨今の社会全般における物価上昇の影響を受け、昨年より保守契約料
が改定となりました。

保守期間（令和9年1月1日～令和11年12月31日）3年分の
保守契約更新料 13,200 円です。（保守料 12,000 円＋消費税 10%）

更新対象者の方には、郵便局の振込用紙を郵送いたしました。

9月16日（水）までに、お支払いください。

ご連絡がない場合、「更新しない」とみなし、令和8年分の確定申告よりご利用ができませんので、ご
注意ください。また、ご利用を再開する場合は、新たにご購入いただくこととなりますのでご注意ください。

2023 年	（令和 5 年）購入者
2020 年	（令和 2 年）購入者
2017 年	（平成 29 年）購入者
2014 年	（平成 26 年）購入者
2011 年	（平成 23 年）購入者
2008 年	（平成 20 年）購入者

令和8年度 後期会費口座振替のお知らせ（令和8年10月～令和9年3月分）

口座振替日 10月6日(火) 金額 9,000 円

※「全青色共済」にご加入の方は、共済掛金も振替になります。

ご指定口座の残高をご確認ください！

※当会では会費の納入を郵便振替より口座振替に切り替えをしております。

まだ、手続きがお済でない会員様はお早目にお手続きをお願いいたします。

（口座振替の場合、会員様に振込手数料はかかりません）



確定申告相談会期間 分室閉館のお知らせ

令和9年3月1日～3月16日の期間、流山、鎌ヶ谷分室ともに閉館させていただきます。

分室での確定申告相談をご希望の会員様は、2月26日までのご予約をお願い致します。

松戸事務局は例年通り3月12日（有料期間含む）までご予約可能です。3月のご予約希望の方は
松戸事務局をご利用ください。また、3月18日以降は火曜日、木曜日の開館となります。

中小企業のための

自動車共済



事故処理体制が充実！

しっかりガードして企業の明日を守る。

関東自動車共済協同組合千葉県支部

〒260-0015

千葉市中央区富士見2-22-2

千葉中央駅前ビル6階

電話 043-224-5222



《ペットの葬儀と供養・慰霊は》

(有)松戸ペット霊園

松戸市立病院より車で約1分

TOPの裏です

〒270-0025

松戸市中和倉45

電話 047-341-1294

